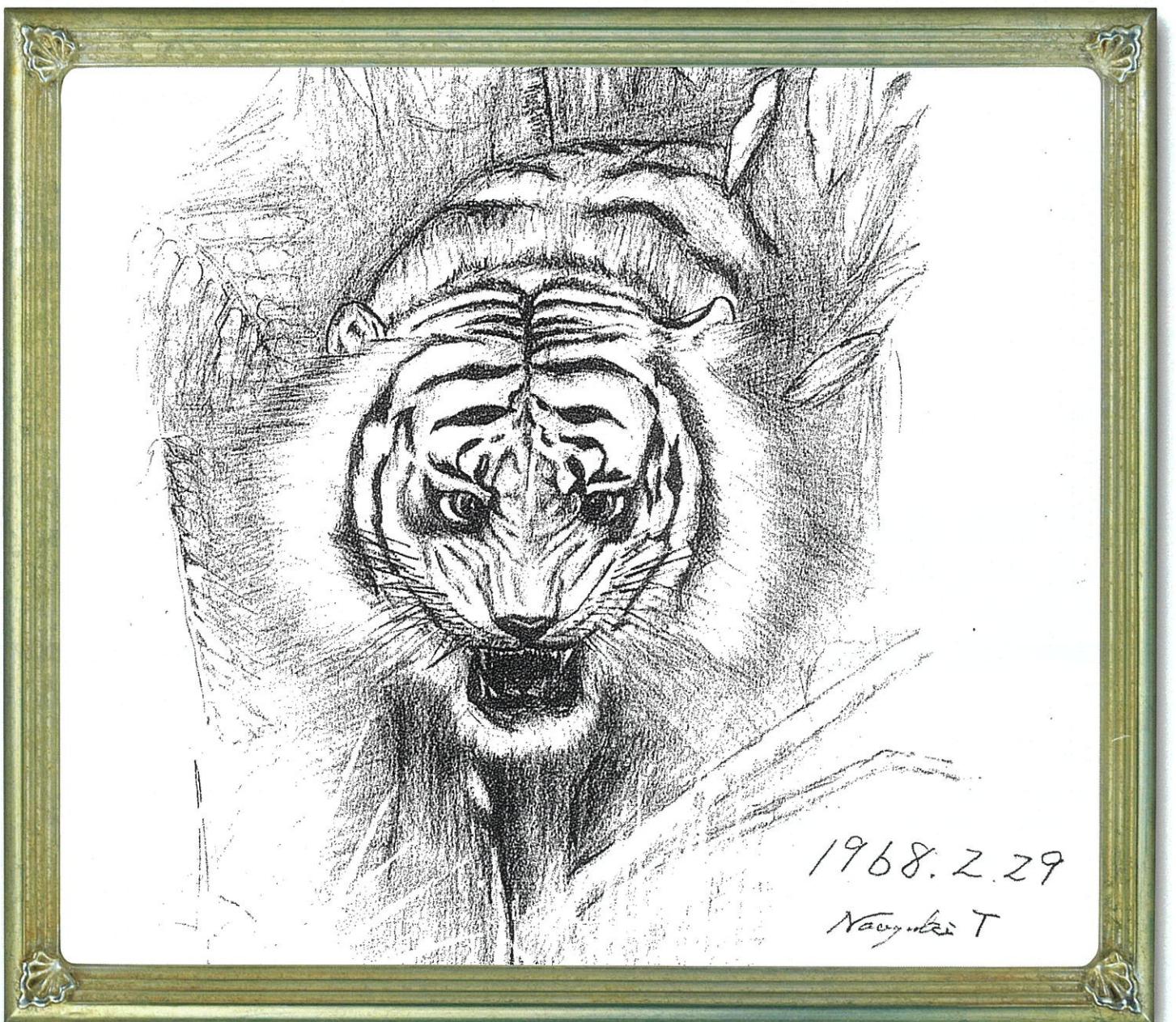


# テミス通信

Vol.010  
2022年  
新春号



## 今季号のトピック

- 「金」、「きん」、「かね」 .....当山尚幸
- 琉球大学から当山尚幸弁護士に対する感謝状贈呈
- 「アスベスト訴訟の現状」講演会実施のご報告
- 床の水濡れと転倒事故の防止について .....北澤匡大
- 「お掃除ロボつかいませんか?」 .....高良祐之
- 自筆証書遺言書管理制度について .....当山恵子
- 虎の穴 .....当山尚幸

 当山法律事務所

※テミスとは・・・ギリシャ神話の正義の女神。  
目隠しをして剣と天秤を持ち、司法・裁判の公正さを示す。

令和2年7月10日から、法務局で遺言書を保管する「自筆証書遺言書管理制度」が始まりました。公的機関である法務局で遺言書を保管する制度が創設され、全国にある法務局でこのサービスを受けることができ、遺言者のプライバシーを確保しつつ、相続登記の促進につなげることが可能となりました。

自筆証書遺言には、民法に定める遺言の方式のうち、自書能

力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、どこでも作成することが可能であり、特別

の費用も要さず、遺言者にとって、手軽かつ自由度が高いとい

うメリットがあります。しかし、

他方で、作成や保管について他

人の関与が不要とされているた

め、遺言者の死亡後においては、

遺言書の紛失・忘失、遺言書の改

ざん等を理由に遺言書をめぐつ

て相続人間で紛争が生じる可

能がある等のデメリットがあり

ます。費用の面で

も遺言書の保管の申請1通件に

つき3,900円の手数料などの

で、気軽に利用可能することが

できます。

今回は令和2年7月10日から

運用されている制度について概

説いたしましたが、もう少し詳

しく知りたいという方は、当事

務所の弁護士、司法書士にお気

軽にお尋ね下さい。

(注)家庭裁判所での検認

遺言書(公正証書遺言書を除

く)の保管者またはこれを発見

した相続人は、遺言者の死亡を

知った後、遅滞なく遺言書を家

庭裁判所に提出して、その「検

認」を請求しなければなりません。

また、封印された遺言書は、家

庭裁判所で相続人等の立会

いの上開封しなければならないことになっています。

この保管者またはこれを発見

した相続人は、遺言者の死亡を

知った後、遅滞なく遺言書を家</p

昨年、スーパーの床が水で濡れていたため利用者が転倒して骨折し、裁判所が2000万円を超える損害賠償請求を認めたという事例が報じられました。

お客様をお迎えする店舗・商業施設において、転倒事故はいつでも起こり得る事故のひとつです。このような事故に対しどのように備えるべきでしょうか。過去の裁判例から飲食店での2つの事例をご紹介いたします。

1件目は、利用者が飲食後に出口に向かったところ、床が水で濡れていたために転倒骨折した事例です。従業員が厨房の床を清掃するために水をまき、その靴で転倒場所付近を歩いたために床が水で濡れてしまい、従業員も床を拭きましたが、完全には水分が拭き取れていませんでした。従業員は利用者に対し足元にお気を付けくださいなどと声掛けもしていましたが、裁判所は、利用者が歩行する場所の床に水濡れが放置されることのないよう配慮し、また、水濡れが発見された場合、水分が残らないように拭き取り、顧客に対しても適切な注意喚起を行うべき義務があつたとして、飲食店の損害賠償義務を認めました(平成28年9月21日東京地方裁判所判決)。

2件目は、化粧室から席に戻ろうとした利用者が、水の入ったピッチャヤーが置かれた棚の近くを通った際に転倒骨折した事例です。裁判所は、床が自らこの場所でコップに水を注ぐ頻度は週に

2、3回程度であり、ピッチャヤーの下にはタオルも敷かれていたことからこのような営業形態が不適切とはいえないこと、過去に転倒事故が発生したことにもなかつたこと、利用者が化粧室に向かつたときは床が濡れていたことは気付かなかつたことから、時間的に、従業員が床が濡れている事実を認識し、水を拭きることが可能であつたとはいえないとして、飲食店の損害賠償義務を否定しました(平成30年11月27日名古屋地方裁判所判決)。

同じような飲食店での転倒事故の事例ですが、両者の違いのポイントは水濡れによる転倒事故が予見できたかどうか、そのような予見が出来たとしてこれを回避することが出来たかという点にあります。

前者の事例では従業員は水濡れに気づいていましたが拭き取りが不十分なまま放置していましたが拭き取りが不十分なまま放置していました。後者の事例では従業員が水濡れに気づく時間的な余裕がなく水濡れを放置していましたが、床に水濡れが生じそうな場所でこれを放置したと評価されたものと思われます。

新年を迎える客も増える時期かと思います。濡れの状況や頻度に応じてこまめに確認を行い、しっかりと拭き取ることが肝要ですから、ご参考になさってください。

## 「お掃除ロボつかいませんか?」

Column No.010

私は趣味が機械いじり。家電分野もその一つで、実家分を含め中古ルンバを3台持っています。掃除ロボについては「掃き残しが出る」「ちょっと時間を割けば人でやれる」と否定的な考えもありますが、人手だと結構面倒で掃除が途絶えがち。それなら、7割がたきれいにしてくれるロボットに、定期的に掃除させるほうが気楽で楽ちん、それで十分快適です。ところで、今回は「掃き掃除ロボ」のその先の話を。

令和2年に当事務所は床をフローリングに張り替えました。そこで、私はより快適な職場環境の維持をねらって、「床ふきロボット」ブルーバを各階に寄贈しました。え?ご存じない??これ、実はルンバ等より日本では有用だと個人的に思う掃除ロボ。掃き掃除しなくて、全部拭き取ってしまえばいい、というわけです。ルンバより小型で、動作音も殆どなく、業務中に動かしていて気がつかないぐらい。当事務所にお越しの際、事務所内を健気に往復してミニロボットを見かけたら、「ああこれかー」と愛でてやってください。

こうした掃除ロボを導入すると職員の手を割くことなく、環境がより快適になります。値段が気になるでしょうが、基本性能だけの奴で十分ですし、元が頑丈なのでそこそこの状態なら中古品でも問題ありません。それならメルカリやamazonで1台1万円前後となり、十分手の届く価格です。皆さんの職場でも、騙されたと思ってぜひ1台!あ、これは今号の別記事「床の水濡れと転倒事故の防止について」に矛盾した内容のようですが(笑)、このロボットは散布水を拭き取りますのでご安心ください。(高良)



弁護士  
北澤 匡大  
Masahiro Kitazawa

## 床の水濡れと転倒事故の防止について

あけましておめでとうございます。  
昨年は、コロナや豪雨、そして沖縄では軽石の被害の中にあってもスボーツでは明るい話題がありました。東京オリンピックで、日本は過去最高の金メダル二七個を獲得し、沖縄出身でも史上初の金メダリスト(空手の喜友名、野球の平良)が誕生する等、コロナで暗くなつた世相をその輝きでいくらか明るく照してくれました。それでも、コロナの悪影響で金(かね)に困る企業や個人が続出し、良し悪しはともかく、昨年の漢字どおり「金」の年でした。

今年は、沖縄が日本に復帰して五十年の節目を迎えます。夫婦でいえば「金婚式」の年であり、長年連れ添い金

「かね」にこだわりすぎると心賊しくなるような気がしますが、「かね」は本来無色透明なものであり、それにどういう性質を与えるかは、それを取得するものと、「かね」即ち金銭的経済的部分即ち最も大切なものの、最も価値ある部分を得た豊かなものになるよう祈念してしております。



所長/弁護士  
当山 尚幸  
Naoyuki Touyama  
(沖縄弁護士会所属)

## 「金」、「きん」、「かね」

### 「アスベスト訴訟の現状」 講演会実施のご報告

令和3年11月17日、北谷町商工会ホールにて行われた「沖縄駐留軍関係アスベスト被害者及び家族、遺族支援の会」(座間味栄会長)の総会において、当事務所の当山尚幸弁護士が「アスベスト訴訟の現状」をテーマに講演会を行いました。

当事務所では、これまで10件のアスベスト訴訟を担当し、いずれも和解による解決が図られています。



### 琉球大学から当山尚幸弁護士に対する感謝状贈呈

当山尚幸弁護士は、令和2年秋の叙勲において旭日小紋綬章を受章した際、皆様へのお返しの品に代えて学生の奨学資金等への寄附を約しておりましたが、この度、国立法人琉球大学に対し学生支援として寄附を行いましたのでご報告いたします。同大学からは、令和3年12月2日、当該寄附に対する謝意として感謝状が贈呈されました。

